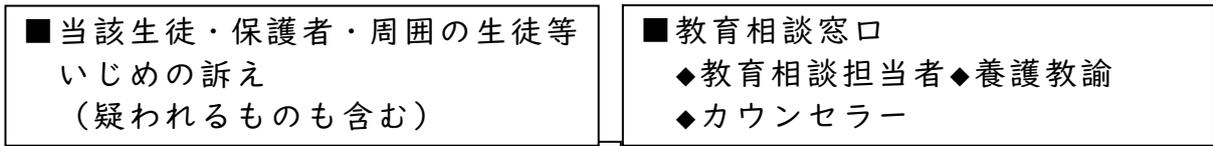


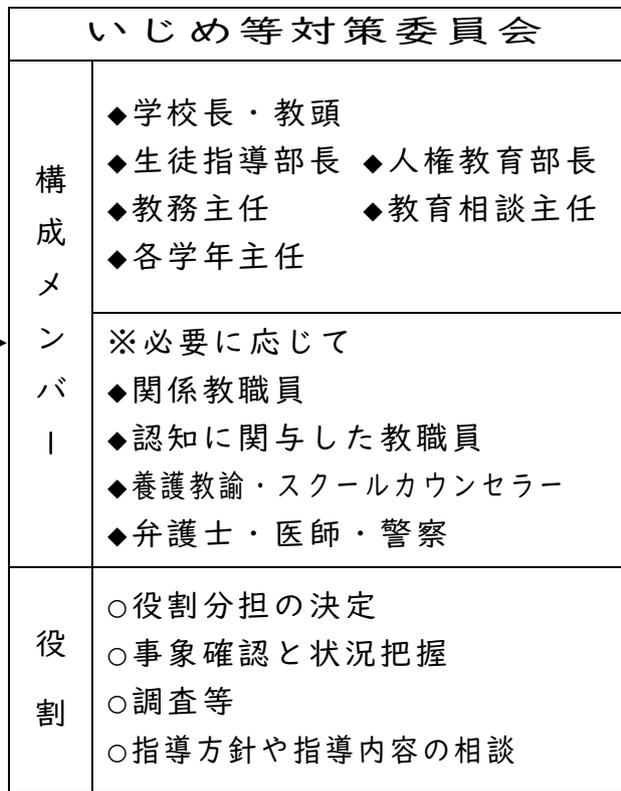
いじめの防止等対策組織及び対応フロー



報告・連絡 ↓ 相談・確認

◇学校長 ◇教頭 ◇生徒指導部長 ◇当該学年主任

- 教職員によるいじめの認知。
- 早期に対応するための方策の相談と確認。
- 担任・副担任・部活動担当者・当該学年生徒指導担当等の聞き取りや、家庭訪問などの実施と報告。
- 学校法人への報告と相談。



全職員の招集

職員会議【情報の共有】
内容・指導方針・指導内容・役割分担等、全職員で共通理解をしておく。

【関係機関との連携】
◆保証人・所属教会との連携。
◆警察や医療機関等との連携。
◆県教委や市教委との連携。
◆他中学校との連携。

【学校法人との連携】
必要に応じて、法人が学校の支援を行う。

【注意点】

- ★保護者・マスコミへの対応
- ★窓口の一本化
- ★ケース毎に状況把握する教員配置
- ★情報の共有化と守秘義務

検証

具体的な指導・支援へ